

# 大野市市民協働指針

～共に力を合わせるふるさとづくりを目指して～

平成 24 年 3 月  
大 野 市

# もくじ

1	大野市の行政運営の現状と協働指針策定の意義	1
2	協働指針の位置付け	2
3	協働指針の対象団体と事業領域	2
4	協働の概念	3
5	協働の効果	3
	◆ 市民が得られる効果	
	◆ 団体が得られる効果	
	◆ 市が得られる効果	
6	協働の形態	5
7	大野市における協働意識の現状	6
8	協働事業に関する課題	7
	◆ 市の課題	
	◆ 団体の課題	
	◆ 共通の課題	
9	大野市の目指す協働のために	7
	◆ 市の役割	
	◆ 団体の役割	
10	協働を推進するための具体的な取組み	8
	◆ 市の取組み	
	◆ 団体の取組み	

## 1 大野市の行政運営の現状と協働指針策定の意義

これまでの大野市の行政運営は、基本的には自治会との連携を密にし、地域住民の要望をくみ取る中で、主として市の主導で地域における諸課題の解決を行ってきました。

昨今の市を取り巻く情勢は、人口減少や長期にわたる景気の低迷により、歳入に占める市税や地方交付税の割合が落ち込んでおり、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されるため、行財政運営の健全性の維持が求められています。

その一方で、少子化や高齢化、高度情報化などが進む中で、市民ニーズは多種多様化してきており、これらのニーズに対応する住民満足度の高い行政サービスを行っていくためには、新たな行政手法への転換が求められています。

平成 10 年に、NPO法※<sub>1</sub>が施行されたことで、全国的には公益的な事業を市民活動として行うNPO法人※<sub>2</sub>が多く生まれ、その活動に対して「新しい公共の担い手」としての期待が高まっています。

大野市においては、NPO法人はまだまだ少ない状況ではありますが、自発的な志を持った市民活動団体による地域の活性化事業などが活発化してきています。

このようなことを踏まえ、これからの大野市の行政運営には、自治会との連携を継続しながらも、団体※<sub>3</sub>と市とが対等の立場で手を組み、それぞれの特性を生かし、知恵と工夫を凝らしながら諸課題を解決していく「市民協働」の仕組みが必要となってきました。

この「協働指針」は、団体と市とが協働のまちづくりを進めるに当たって、お互いの目的を共有化し相互の関係や役割を理解して取り組むことを目的として策定するものであり、市の職員はもとより、市民や団体にとっても分かりやすく事業を進めていくための行動指針とします。

※1 特定非営利活動法人法

※2 特定非営利活動法人

※3 この指針では、NPO法人をはじめとした市民活動団体など、すべての公益活動団体

## 2 協働指針の位置付け

「第五次大野市総合計画（前期基本計画）」では、団体と市とが力を合わせることができる環境を整備し、そのシステムを構築するとしています。

こうしたことから、この協働指針を、「団体と市が互いに知恵を出し合い」、「公共の課題を発見」、「共有し」、「解決していく」ガイドラインとして位置付けます。

### 【第五次大野市総合計画における位置付け】

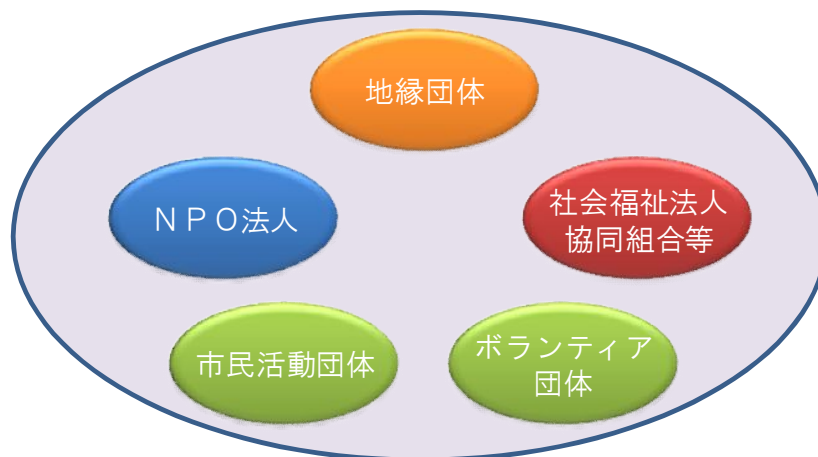
基本目標：優しく賢くたくましい大野人が育つまち  
基本施策：共に力を合わせるふるさとづくり  
施策：市民協働の推進

基本構想実現に向けた行政運営  
基本施策：市民総参加・協働型の市政の推進  
施策：市民力・地域力の向上

## 3 協働指針の対象団体と事業領域

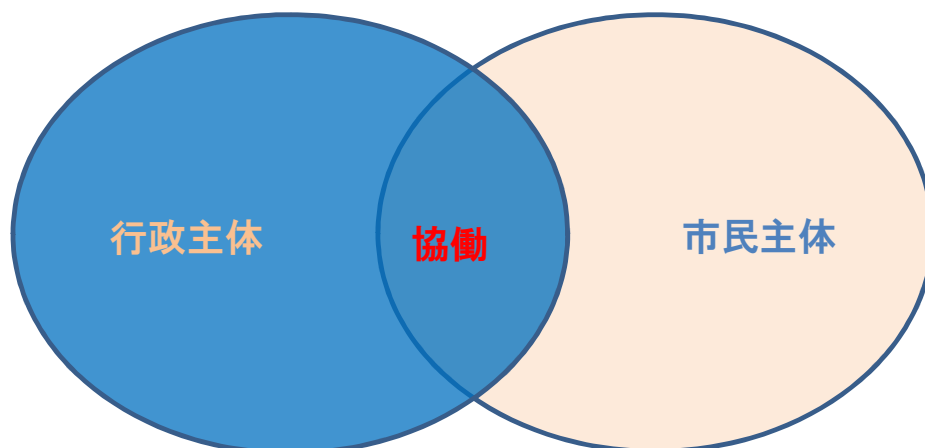
協働する対象団体は次の例に示すような団体としますが、基本的には協働事業の内容を最重要視します。

### 協働する対象団体の例



また、対象となる事業は、法令等に基づいて市が責任を持って対応しなければならない事業以外で、まちづくりに向けて団体と市が互いの特性を生かし、役割を分担しながら取り組む領域の事業を指します。

### 協働事業の領域



#### 4 協働の概念

この指針における協働とは、団体と市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、互いの立場や特性を生かしながら、協力して取り組むことを指します。

#### 5 協働の効果

地域の課題を解決するために団体と市が互いの得意としている分野を確認し、新たな手法で事業展開を図ることにより、一層充実した事業や市民ニーズに合ったきめ細かなサービスが提供でき、市民の住みよいまちをつくることができます。

協働して地域の課題を解決していくことで、市民、事業主体である団体と市にとって、さまざまな効果が期待できます。

##### ◆ 市民が得られる効果

- ニーズに合ったきめ細かで柔軟なサービスが受けられること。
- 団体の活動が活発化することで、新たな市民参加の機会が生まれること。
- 自らのニーズを、まちづくりの課題として新たに反映していく機会が生まれること。

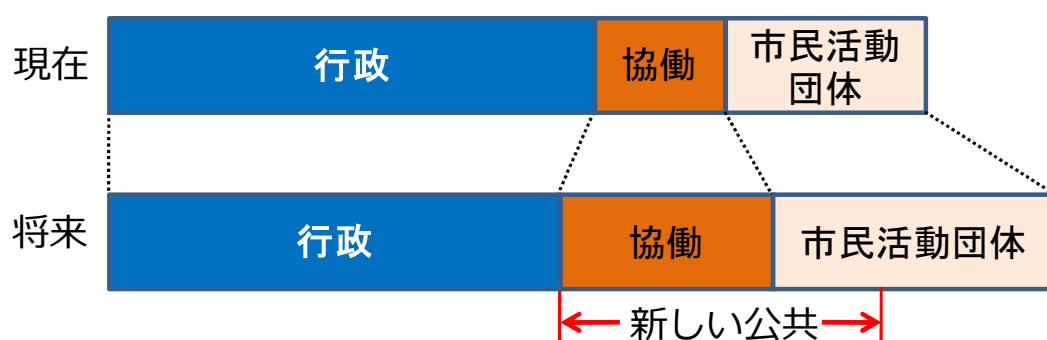
◆ 団体が得られる効果

- 市が持つ情報や調査力を活用することができ、自ら掲げる目的をより効率的、効果的に実現することが可能となること。
- 団体に対する市民や市の理解、評価、知名度が高まり、活動領域を広げるきっかけとなること。
- 事業企画、報告などの能力が向上し、組織基盤や組織運営が強化されること。

◆ 市が得られる効果

- 団体の特性を生かした協働事業を実施することで、より市民ニーズに合った公共サービスの提供が可能となること。
- 現行の事業の見直しが図られ、行政サービスの効率化が進展すること。

協働の効果

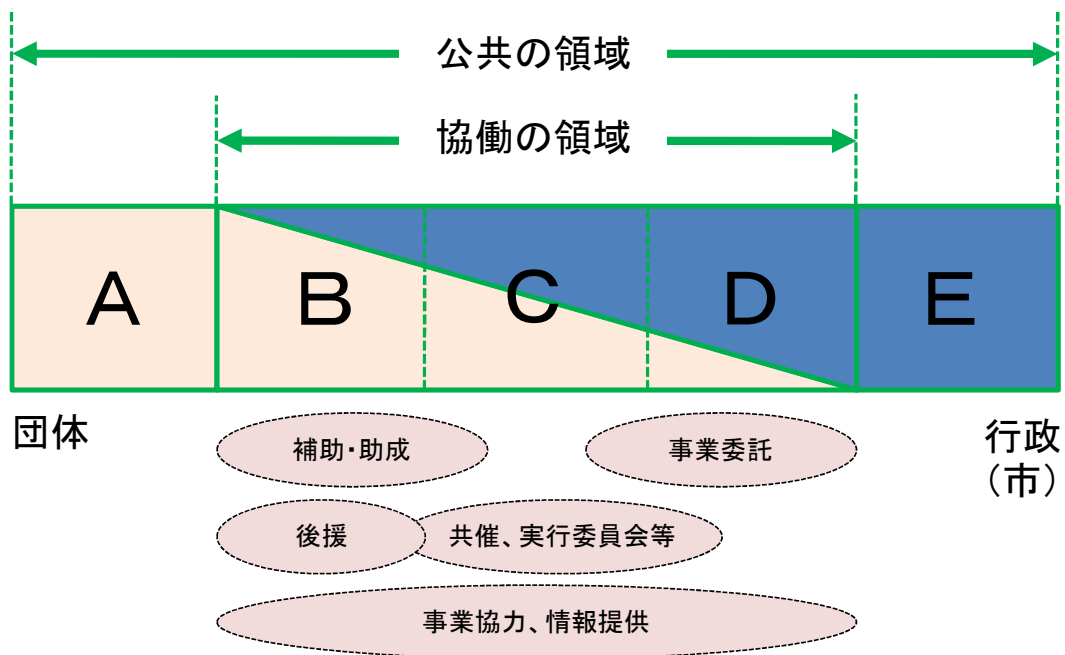


## 6 協働の形態

大野市では、これまでも「委託」「共催」「実行委員会」「補助・助成・後援」「事業協力」などの形態をとりながら、各種団体と連携を図ってきました。

今後、協働を進めていく上では、これまでの形態について協働の効果や特性が発揮されるよう見直し、また事業提案などの新たな形態の採用が必要となります。

### 協働の形態と領域



領域	内 容
A	団体が独自に実施する領域
B	団体が主体的に活動し、行政が支援する領域
C	団体と行政が対等なパートナーシップを築き活動する領域
D	行政が主導し、市民参加や協力を求める領域
E	行政が責任を持って単独で対応すべき領域

## 7 大野市における協働意識の現状

大野市では、これまでも団体と市が連携して、一部の事業を実施してきました。

しかしながら、大野市における事業の進め方としては、市が指定した方法に沿って、団体に委託するという考え方が支配的であった感があります。

また、第五次大野市総合計画や第六次大野市行政改革大綱においては、目標実現のための課題として「市民協働」がうたわれていますが、職員の意識は低い状況にあることは否めません。

平成 20 年に団体に対して実施した、「団体の活動状況」についてのヒアリング結果によると、

- 資金不足による活動の拡充や新たな展開が困難なこと。
- 市からの補助金や委託料に頼っている場合、年々収入金額が減少していること。
- リーダーや中心となって活動するスタッフの確保・育成が困難なこと。
- 幅広い世代の会員確保が困難なため、会員が年々減少していること。
- 主たる活動場所の確保が困難なこと。
- 情報の入手や情報発信が不足していること。
- 行政の理解が不足していること。

などが問題点として挙げられております。

また、協働を進める前提として、一人でも多くの市民が地域活動やボランティア活動など、社会的な活動へ積極的に参加していく意識を持つ必要があります。

市が、平成 21 年に実施した市民アンケート（無作為抽出 1,500 人、複数回答）においては、

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ○ボランティア活動に参加したい | 26.8% |
| ○サークル活動に参加したい   | 18.6% |
| ○地域活動団体に参加したい   | 17.2% |
| ○参加したくない        | 25.3% |

などの回答が上位を占めているものの、参加したくないという回答も少なくありません。

しかしながら、市内で行われているさまざまな催し物やイベント、また、講座事業や各種講演会などには積極的な市民参加の状況が見受けられることから、市民の社会参加の意識は徐々に高まりつつあると考えられます。



## 8 協働事業に関する課題

協働の視点からさまざまな事業を進めていくには、団体も市もそれぞれが主体的な立場でお互いに知恵を出し合い、公共的な課題の解決に向けて取り組む姿勢が大切です。

まずは、現在行われている事業について、具体的な課題の解決に十分に配慮しながら、協働の制度化や体制の整備を行い、協働事業としてはっきりと位置付けて推進していく必要があります。

### ◆ 市の課題

- 協働に対する職員意識を醸成すること。
- 協働の推進手法を組織の中に根付かせていくこと。
- これまでの行政手法からの転換を図ること。

### ◆ 団体の課題

- 人材面や資金面などの改善、運営力を強化すること。
- 団体の活動内容などの情報発信を強化すること。

### ◆ 共通の課題

- 情報の発信、共有を図る体制を構築すること。
- 協働の成果を検証する体制を整備すること。

## 9 大野市の目指す協働のために

### ◆ 協働の基本方針

市民協働の推進に当たり、団体と市は互いに理解を深め尊重し、まちづくりに対する意識の共有に努め、力を合わせ、よりよいまちづくりの実現に向けて取り組むこととします。

そのためには、団体と市が同じテーブルに着き、まちづくりについて気軽に話し合える場を設定し、まちづくりに関する課題を「なぜ、何のために、誰のために」という視点から整理し、共有する環境づくりに努めます。

公共的な課題に関しては、団体への積極的な情報開示を進め、情報の共有化を徹底するとともに、課題の解決に向けて、それぞれの役割分担を明確にしていきます。

また、自治会との協働については、これまで自治会と市が連携を図りながら、地域における諸課題を解決してきた関係を尊重しつつも、これからは、本指針に掲げた協働意識をお互いが十分理解する中で、「市民力」「地

域力」を高めていくことに軸足を移した施策を実施していきます。

#### ◆ 市の役割

市は、市職員と団体が互いの立場や特性を認め合い、協働して課題解決に取り組む意識づくりに努めます。

また、公共的な課題に団体に取り組む際に、窓口となり、協働をコーディネートする職員を各部署に配置し、団体の声を聞き、協働事業を活発化していく体制の整備を進めます。

#### ◆ 団体の役割

団体は、「公共的な課題は市役所任せ」といった意識を捨て、自らがまちづくりに何ができるかを考え、みんなで解決する意識づくりに努めます。

さらに、目的意識、専門性、企画力、経営力を持った自立した組織運営を進め、公共的な活動を市とともに実践していけるよう自らの能力の向上に努めます。

## 10 協働を推進するための具体的な取組み

#### ◆ 市の取組み

##### (1) 協働推進体制の整備

円滑に協働事業を実施できる庁内推進体制を整備します。

なお、総務課自治振興室を総合窓口とし、各部署における担当職員の配置により協働を推進していきます。

##### (2) 情報の公開と共有

コミュニケーションを活発にし、団体と市とが互いに理解し合うことが重要であることから、さまざまな手段を通じて情報を共有化していきます。

##### (3) 提案型協働事業の実施

協働事業を広く普及啓発するため、提案型協働事業等を展開します。

また、団体の育成を図るため、自主的に企画・実施する事業に対して支援を行います。

##### (4) 市民の学習機会の充実

団体が公共サービスを担うまちづくりの一員として協働事業を推進するには、その役割と責任を持つことが大切です。市民が各種の行政計画や政策課題、協働に対する理解を深めるために学習する機会を提供します。

◆ 団体の取組み

(1) 協働意識の高揚

あらゆるケースを通じて協働の可能性を探り、事業実施に結び付けられるよう協働意識の高揚に取り組みます。

(2) 協働事業の活用

団体においては、資金面や人材面での悩みが多いことから、市との協働事業を積極的に活用することで、目的達成のための安定的な活動の継続を目指します。

(3) 団体間、及び団体と行政との連絡調整機能の確立

協働を推進する中では、団体同士の連絡調整や、団体と市との橋渡しの機能が必要であることから、コーディネーターの活用や中間支援組織の設置を目指します。

推進体制図（案）

